

改正後	改正前
公安審査委員会行政文書管理規則	公安審査委員会行政文書管理規則
目次、第 1 章～第 9 章　〔略〕	目次、第 1 章～第 9 章　〔同左〕
第 1 0 章　秘密文書等の管理 （特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書の管理）	第 1 0 章　秘密文書等の管理 （特定秘密である情報を記録する行政文書の管理）
第 3 0 条　職員は、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 8 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成 2 6 年政令第 3 3 6 号）、 <u>特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成 2 6 年 1 0 月 1 4 日閣議決定）</u> に基づき管理するものとする。 <u>また、重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年法律第 2 7 号）第 3 条第 1 項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。）を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和 7 年政令第 2 6 号）、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（令和 7 年 1 月 3 1 日閣議決定）及び同令第 1 1 条第 1 項の規定に基づき定められた公安審査委員会重要経済安保情報保護規程（令和〇年公安審査委員会訓令第〇号）に基づき管理するものとする。</u>	第 3 0 条　職員は、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 8 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成 2 6 年政令第 3 3 6 号） <u>及び</u> 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成 2 6 年 1 0 月 1 4 日閣議決定）に基づき管理するものとする。
（特定秘密又は重要経済安保情報以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理）	（特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理）
第 3 1 条　特定秘密又は <u>重要経済安保情報</u> 以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（特定秘密である情報 <u>又は重要経済安保情報</u> を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。）については次に掲げるとおり管理するものとする。 （1）～（10）　〔略〕	第 3 1 条　特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。）については次に掲げるとおり管理するものとする。 （1）～（10）　〔同左〕
第 1 1 章　〔略〕	第 1 1 章　〔同左〕

改正後	改正前
別表第 1 行政文書の保存期間基準 〔略〕 別表第 2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 〔略〕 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1 の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(6)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) 〔略〕 (4) 特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書 特定秘密である情報を記録する行政文書については、別表第 2 に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。 また、重要経済安保情報を記録する行政文書については、別表第 2 に定めるもののほか、重要経済安保情報保護活用法、重要経済安保情報保護活用法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。 (5)～(6) 〔略〕	別表第 1 行政文書の保存期間基準 〔同左〕 別表第 2 保存期間満了時の措置の設定基準 1 基本的考え方 〔同左〕 2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1 の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(6)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。 (1)～(3) 〔同左〕 (4) 特定秘密である情報を記録する行政文書 特定秘密である情報を記録する行政文書については、別表第 2 もののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。 (5)～(6) 〔同左〕

附 則（令和 7 年 月 日公安審査委員会訓令第 号）
この訓令は、令和 7 年 5 月 1 6 日から施行する。